

事務連絡
平成 23 年 3 月 25 日

日本内航海運組合総連合会
会長 上野 孝 殿

海事局検査測度課長

東北地方太平洋沖地震に伴う「がれき等」の運送について

標記について、平成 23 年 3 月 14 日付け事務連絡「東北地方太平洋沖地震に伴う船舶検査等の取扱いについて」に関連し、被災地における復旧作業等に伴い、被災地から、がれき、廃材、プラスチック、廃車等（以下「がれき等」という。）を、ばら積み運送する船舶について、平成 24 年 3 月 13 日までの間、下記のとおり対処することとしましたので、お知らせします。

なお、ご不明な点は、当課又は最寄りの地方運輸局等までご相談下さい。

記

1. 特殊貨物船舶運送規則（以下「特貨則」という。）第 1 条の 2 の 2 で求めている貨物の性状等に関する資料の供与を省略することとして差し支えありません。
2. 「がれき等」について、特貨則第 15 条の 2 の 3 で求めている、告示に掲載されていない貨物に係る地方運輸局長の確認を省略することとして差し支えありません。
3. 本件取り扱いに当たっては、船長において、「がれき等」の性状を把握し、廃車からのガソリンの除去等安全確認に十分配慮して下さい。